

「知的財産の創造、保護、活用の  
推進に関する計画」に対する

# 要 望 書

平成16年4月

愛 知 県

平素から、本県産業の振興に格別のご高配を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、国におかれましては、知的財産をもとに製品やサービスの高付加価値化を進め、経済社会の活性化をめざす知的財産立国を目標とされ、知的財産基本法の施行や、知的財産推進計画の策定など精力的な取組が展開されております。

当地域は、「モノづくり」の世界的な拠点を形成しており、知的財産についても、歴史的に著名な豊田佐吉の自動織機の発明等を端緒として、企業や大学で、特色ある取り組みが進められておりますが、産業の集積に比して、知的財産の取り組みは必ずしも十分とはいえない状況にあります。

そうした中で、昨年度、本県では、国の動向も踏まえ、産・学・行政の連携のもと、知的財産立県をめざし、その指針となる知的財産創造プランを策定したところであり、今後、プランに基づき、中小企業支援施策を中心とする様々な取り組みを強力に推進してまいりたい所存であります。

つきましては、本県のプランの推進に大きな影響を及ぼす国の推進計画の見直しに当たっては、下記の点について、十分ご配慮いただきますよう、お願い申し上げます。

## 記

### 1 中小企業支援施策の一層の拡充

- (1)国内特許出願等に係る経費負担の一層の軽減
- (2)海外特許出願に対する経済的な支援措置の導入
- (3)中小企業の知的財産紛争対策への支援策の充実
- (4)中小企業の知財保護・活用の取り組みを人的に支援する組織づくり

## 2 特許審査の迅速化の実現

- (1)先行技術調査機能の円滑な地域整備の推進
- (2)巡回審査・審理制度の充実
- (3)特許審査手続きの適正化

## 3 海外における権利侵害の防止

- (1)権利侵害事案に迅速に対応できる調査機能の地域整備
- (2)金型図面など海外への意図せざる流出を防止する対策の強化

## 4 産・学・行政連携の推進等

- (1)大学の知的財産組織による地域の中小企業支援が行える機能の整備
- (2)公設試験研究機関の試作工房機能の整備に向けた財政支援

平成16年4月9日

愛知県知事

神田真秋

## 知的財産の創造、保護、活用の推進に関する計画」に対する要望の趣旨

### 1 中小企業支援施策の一層の拡充

#### (1)国内特許出願等に係る経費負担の一層の軽減

- ・本県が実施した県内1万事業所アンケート調査結果では、特許に関し、審査の期間短縮と合わせ経費の軽減への期待が大きい。現在、国では、中小企業に対する経費軽減の充実が徐々に図られているが、小規模事業者や個人という要件のみで、特許出願料等が半額になる米国に比べ減免制度が遅れていることや、審査請求料自体が従前の倍額になることなどを踏まえると、一層の充実が必要である。

#### (2)海外特許出願に対する経済的な支援措置の導入

- ・グローバル化が進展する中、中小企業にとっても、外国特許等の取得は必要不可欠であるが、経費負担が極めて大きい。この負担を軽減するため本県等では中小企業の海外特許取得に対する補助制度を設けるなどの取り組みを進めているが、国においても中小企業における海外特許の取得を促進するための支援策（補助制度、相談機能の充実など）を導入していただきたい。

#### (3)中小企業の知的財産紛争対策への支援策の充実

- ・中小企業が、特許等の紛争に適切に対応できるよう、費用面での支援（訴訟に係る共済・保険制度の創設、費用貸与における知財の担保化）、人材面の支援（知財専門家の紹介制度）などは重要であり、その実現を図られたい。
- ・また、知財仲裁制度の充実も図られたい。この制度は、民間組織で運用されているため、利用者にとって仲裁結果の受け入れに抵抗があるという側面がある。従って、国において、仲裁制度の公的な機能面を広く啓発するなど、そのステータスを高める取り組みを行うとともに、中小企業の活用を促進するための経済的な支援措置を講じられたい。

#### (4)中小企業の知財保護、活用の取り組みを人的に支援する組織づくり

- ・本県アンケート調査結果では、多くの中小企業において、知財の保護や活用などについての人材不足を指摘している。中小企業では、こうした人材を独自に確保養成することが、時間的、経費的に難しい。一方、大企業を中心に、知財に関する知識、経験が豊富な人材の退職時期となってきた。
- ・このような状況を踏まえ、本県では知的財産人材サポーター組織を設け、中小

企業への知財面の人的支援を実施することとしているが、このような組織における知財面での活動を、既存の知財に関する相談啓発事業、中小企業支援事業の見直し一本化を含め、経済的支援をお願いしたい。

## 2 特許審査の迅速化の実現

### (1) 先行技術調査機能の円滑な地域整備の推進

- ・先行技術調査を担う登録調査機関のサーチ事業の強化は、国の特許審査の迅速化に資するものである。そのため、先行技術調査のサーチャーの養成は不可欠であるが、調査機関の立ち上げと、人材養成を同時に行うことは、初期投資が大きく円滑な調査機関の整備に支障が生じる。従って、調査機関に従事することが明確なサーチャーの研修は、国が無料で実施していただきたい。
- ・本県では自動車部門に特化した登録調査機関づくりを進めているが、今後、この調査機関が調査結果を特許庁に報告・説明する場合、審査官へ効率的に報告できるよう、審査官の出張方式などを検討されたい。

### (2) 巡回審査・審理制度の充実

- ・特許審査の迅速化に向けて、現在実施されている地域における巡回・審理制度の充実を図られたい。（県内には輸送機器関連やセラミック関係の産業集積が厚く、この巡回審査・審理を効率的に実施できる条件がある。）
- ・なお、上記の先行技術調査機関への特許庁の対応と合わせて実施すれば、その効率化が一層図られる。

### (3) 特許審査手続きの適正化

- ・わが国の特許審査においては、「特許請求の範囲」の補正に際し、明細書全体の補正を求められるが、特許審査の迅速化を図る観点から、米国や欧州と同様、明細書の補正は審査と並行あるいは審査後に行えるようにすべきである。

## 3 海外における権利侵害の防止

### (1) 権利侵害事案に迅速に対応できる調査機能の地域整備

- ・本県アンケート結果では、海外で権利侵害があった場合、中小企業には調査機能がないため、約半数がほとんど対応できない状況にあり、公的な支援策として、海外における知的財産侵害の動向や侵害調査、紛争対策に関する相談等の機能を有する公的機関を設置してほしいとの要望も強い。
- ・こうしたことから、海外の権利侵害に関する調査・相談を担う公的なサポート機関の地域整備をお願いしたい。

### (2) 金型図面などの海外への意図せざる流出を防止する対策の強化

- ・金型産業においては、図面等が海外に不当に流出し、国際競争力の低下が懸念される状況にあるが、金型産業はものづくりの基本であり、ものづくりに関わる技術・機能の集積でもある。現在、不正競争防止法や下請中小企業振興法さらには流出防止指針に基づき、その流出防止措置対策が講じられているが、金型産業の技術情報の特殊性や重要性を踏まえ、その直接の保護を目的とした独自の法的措置（金型技術の意図せざる流出の防止等に関する法律）を含め、抜本的な対策の強化を図りたい。

#### 4 産・学・行政連携の推進等

##### (1)大学の知的財産組織による地域の中小企業支援が行える機能の整備

- ・国立大学法人化を契機に、公・私立を問わず大学では、知的財産や産学連携のための体制整備が進められている。そうした整備により、知財に関する地域の有能な人材がこの組織に集まるとともに、今後、この組織の全国ネットワークづくりが進められ、幅広い知財の交流・移転が可能な条件が備わることが期待できる。ついては、この大学の知的財産本部が地域の中小企業にとっての知的財産部的機能（中小企業の知的財産戦略づくりへの指導、助言、全国の大学との知財ネットワークを活用した中小企業への助言など）を果たせるよう、制度的な支援をお願いしたい。

##### (2)公設試験研究機関の試作工房機能の整備に向けた財政支援

- ・中小企業の知的財産の取り組みを進める上で、知財創造に向けた技術開発指導、特許技術等の事業化に向けた応用研究や試作機能などを持つ地方の公設試の果たす役割は重要である。とりわけ、特許等の事業化に向けた試作機能の充実は、公設試の技術情報あるいは人的ネットワークの有効活用という面からも重要な課題である。また、大学の研究成果の試作にも対応できる。
- ・こうしたことから、地方の公設試が、試作工房として幅広く事業展開できるよう、設備や技能に長けた人材確保のための財政支援をお願いしたい。